

I. 憲法改正規定の諸類型

諸外国の憲法改正手続は極めて多種・多様。とは云え、改正規定は、通常、次の二つの要請を充たすように仕組まれている：①国法秩序の根幹をなす憲法の改正は慎重であるべきだ、という**憲法の安定性**に由来する要請。②憲法改正については、国民に意思表示の機会を与えなければならないという、**国民主権の原理**に由来する要請。

二つの要請は、各国憲法で、種々の方式となって現れるが、^{フォーマルな}憲法規定に示された改正の決定・承認の**主体**に着目した場合、次の4方式に大別することが可能。

- (1) **議会**による方法
- (2) **国民**の投票による方法
- (3) **特別の憲法会議**による方法
- (4) 連邦を構成する**支邦**の承認による方法

(1) 議会による憲法改正の方法

この方式は、憲法の**安定性を求める程度**によって、各種の方式に分かれる。

(a) 原則として**表決数だけが加重**される型

これは、「安定性」の要請に応える最も単純・素朴な方法。この方式が純粹に採用されることは稀。多くの場合、同時に、国民主権原理の要請も働き、**国民投票制**が併用。この場合、議会だけで憲法改正は完結せず、議会の改正議決は、国民に対する憲法改正の発議としての性質を帯びる。

議会の議決要件の加重だけで憲法改正が成立する典型例としての**ドイツ**；通常の方法は、原則として、各院表決数の過半数の賛成で成立。憲法（基本法）を変更ないし補充する法律については、各院の表決数が**3分の2**に加重。

(b) 議会で**再度の議決**が要求される型

これも、拙速な改正の阻止、憲法の**安定性の確保**という要請に由来。次の二型；

① **同一構成**の議会による再議決を要求する型；これにも、(i)一定期間再議決を据え置く型、(ii)次の会期で再議決を行う型の二つがある。（なお、この①型も、多くの場合、**国民投票制**と併用）

(i) 前者の例として**イタリア**；憲法改正法律案および憲法的法律案は、各議院で、

3ヶ月を隔てて引き続き2回の審議・議決を経て採択、第2回目の投票で各議院議員の絶対多数により可決。(ただし、一定の要件のもとで、国民投票に付される。)

(ii)後者の例としてウクライナ；憲法改正は、まず会期中に一度、議員の単純多数による議決、一旦閉会后、続く次の会期で、議員3分の2の多数による承認で、発効。(ただし、特定の条項については、国民投票に付すことを義務づける。)

②異なる構成の議会による再議決を要請する型。これも、次の二つの方式に区分。

(i)再議決が両院の合同会議で行われるフランス式；最初は、両議院が各々別々に議決し、次いで、両議院の合同の会議で議決するフランス第三共和制憲法の方式で、後者の会議を国民会議(Assemblée Nationale)と呼んだ。(現行ではハイチが同一名称の制度を採用。なお、現行フランス第五共和制は「合同会議(Congrès)」と名称。)

(ii)両議院または下院を解散・選挙した後、新たな議会で再議決するベルギー・デラウエアー式；最初の議決後、(x)直ちに解散・選挙が行われるものがベルギー式、(y)直ちに解散せず、次回の選挙まで手続を停止し、選挙後、新たに組織された議会において、第2回目の議決を行うものがデラウエアー式。

(x)ベルギー式とは；議会(両院制)が憲法改正の必要性を宣言⇒両院は同時に自動的に解散⇒新たに選挙された議員からなる議会が組織⇒憲法改正案は、新議会各院において審議、3分の2以上の多数の同意で成立。

(y)デラウエアー式とは；議会(両院制)各院で総議員3分の2以上の同意がある場合、憲法修正案は議事公報に掲載⇒州務長官は、各カウンティの新聞3紙に、次回総選挙の3ヶ月前までに、当該修正案を掲載⇒総選挙後、議会において、当該修正案に対する賛否を諮り、各院で総議員3分の2の同意により成立。

これら②型のように、選挙を介在させる方式は、憲法の安定性の要請と云うより(と同時に)、憲法改正の提案について、国民に意見表明の機会を与えるという国民民主権の要請にもとづくものである。(なお、イギリスでも、成文憲法はないが、しかし、これと同じ趣旨から、実質的憲法とも云うべき重要な法律は、議会を通過するまえに、議会を解散して民意を問うということが慣例化していることに注意。)

レファレンダム
(2)国民の投票による方法

これは、憲法改正案につき、議会在が発議し、国民が決定ないし承認する制度であり、**憲法改正**は憲法制定権力（主権）を有する**国民だけに許され**、憲法によって作られた権力（立法権）を保持するに過ぎない**通常の議会には許されない**との思想に由来。これには、次の三方式がある。

(a)必要（義務）的国民投票制：日本がその例（後述II参照）。

(b)任意的国民投票制：スエーデンがその例。基本法の改正が成立するのは、議会（一院制）が改正案を二度議決した場合。二度目の議決は、原則として、新たに選挙された議会で実施。選挙に代え、または、選挙と同時に、改正案を**国民投票に付す**こともできる。

(c)併用制：オーストリアがその例。この国は、ドイツと同様、憲法の一部改正は、原則として、下院議員 3 分の 2 の賛成で一応完結する仕組。しかし、大統領の審署前に、下院もしくは上院議員 3 分の 1 の要求があれば、**国民投票に付す**ことができる。ただし、**全部改正（基本原則の改正も含む）は、国民投票に付すことが必要**。

コンベンション (3)特別の憲法会議による方法

これは、通常の立法議会とは別に憲法改正のため特に設けられた会議体が改正案を審議ないし議決する方式で、国民の憲法制定権力の思想にもとづくもの。

アメリカ合衆国憲法の例：連邦議会は、①両議院の議員 3 分の 2 が必要と認めるとき、この憲法の修正を発議し、また、②各州のうち 3 分の 2 の州議会の要請があるときには、修正発議のための**憲法会議**を招集しなければならない。いずれの場合でも、憲法修正は、連邦議会が選定する二つの承認方法中の一つに従って、すなわち、(x)4 分の 3 の州議会によって承認されるか、または、(y)4 分の 3 の州における**憲法会議**によって承認されたとき、憲法の一部として発効する。

4 連邦を構成する支邦の多数の同意による方法

これは、連邦を構成する支邦にも憲法改正の決定に参加する機会を与えなければならないという連邦制に特有の方式。**アメリカ合衆国**で、憲法の修正案を連邦議会の各議院で 3 分の 2 の多数で可決したうえ、さらに、4 分の 3 の州議会もしくは州の憲法会議で承認されなくてはならないとするものがその例。

II.憲法 96 条の沿革

(1)明治憲法の憲法改正規定

明治憲法は、憲法制定の最終的権威ないし権力（主権）を保持する天皇が制定した欽定憲法。その**改正は、天皇によってのみ発議**。ただ、憲法改正は、**天皇単独ではなしえず**、天皇発議の憲法改正案に対して、**帝国議会の議決が必要**。また、議会での審議・決定も、各院で議員**3分の2以上の出席、3分の2以上の特別多数の賛成が必要**(憲法 73 条)。この過程から**国民は排除、憲法改正の請願すら、勅令で禁止**。

(2)松本委員会内の意見と憲法研究会案

松本委員会(1945.10 設置)内部の憲法 73 条の改正論議は、**議会にも発議権**を与えることで一致。また、**国民投票か議会を解散するか**して、国民の総意を問うべしとの意見も有力。しかし、天皇が改正権の主体であるとの原則は堅持すべきだとする基本方針にもとづいて作成された**最終案に、上記意見は盛り込まれず**。

民間の**憲法研究会案**(12.26 公表)は、統治権は国民に由来、天皇は「国家的儀礼」のみ行うと云う内容の新憲法を、**国民が自ら確定すべきだとするもの**。ただ、現状では、一挙に新憲法の制定にもって行くのは困難との状況判断から、明治憲法を一度改正したうえで、新憲法の制定を実現するとの二段階方式を提案。そこで、案文に「この(改正)憲法の公布後、遅くとも 10 年以内に**国民投票**による新憲法の制定をなすべし」との一文を盛り込む。

(3)ラウエルの所見と 2 月 12 日付「覚え書き」

ラウエル中佐の所見は、研究会案の「国民投票」方式に着目、日本政府が近く提出する改正案に、「憲法の改正は、**国民の過半数の投票による承認**をえて、はじめて有効になるものとする」との原理が含まれていることを、総司令部の「受諾」条件とするよう指示。

松本案(1946.2.8 提出)の憲法改正規定(議会に改正発議の権限を認めたが、天皇の「裁可」権は堅持)は、この「受諾」条件に**合致せず**。民政局作成(2.12)の「覚え書き」の評価；憲法の改正は、**国民の意思を十分に反映できる方法**であるべきこと。国民は、自ら議会に送った議員を通して、憲法改正を発議、成立させる権限を、無条件的に保持すべきこと。**天皇の権限は、憲法改正を公布する**という形式的権限に**限定されるべきこと**。

(4)総司令部案(1946.2.13 交付)起草過程における試案内容の変化

総司令部内で作成された第一次試案は、「10 年ごとに、憲法改正について検討す

る国会の**特別会** (extraordinary session) [一種の憲法会議か?]」の**招集**を義務づける。しかし、運営委員会(民政局幹部で構成)は、憲法は、永続性と弾力性を併せもつ文書でなければならず、その改正手続は簡明なものでなければならぬとして、試案の改正手続の複雑さを批判。その際、幹部の間で、① 10年毎の憲法見直し規定の削除意見、②「憲法改正は、国会[一院制]が**総議員の3分の2以上の賛成**をえて発議し、**選挙民の過半数以上の賛成**によって承認されるものとしてはどうか」との意見。

幹部の意見を取り込んだ第二次試案、最終案(2.13 交付)の作成；国会が、総議員の3分の2の賛成で、憲法改正案を**発議**、**国民が承認**。天皇は、国民が承認した憲法改正を、単に「**公布**(proclaim)」。

(5) 交付後の規定の変化

日本側に交付後の規定が変化した点；①国会の構成が**二院制**となったのに伴って、国会での発議に、衆参両院で各々総議員の3分の2以上の特別多数の賛成を要することとなり、一院制の総司令部案と比べて、国会による**憲法改正の発議がヨリ厳しく**なったこと。②総司令部案に示された「**国民の承認**」手続として、(i)「特別の国民投票」と(ii)「国会の定める選挙の際に行はれる投票」の二方式が採用。

オリジナル・コンテンツ (6) 憲法 96 条の原意

①金森答弁(第 90 回帝国議会貴族院憲法改正特別委[1946.9.25])；改正案の前文にあるように、国の一番基本的な問題を解決する最後の鍵を握っているのは、国民である、という形で、今後の憲法の建前が出来る訳である。従って、いわゆる**憲法制定権**と云うものと**立法権**と云うものは、観念的に**区別**され、憲法の制定は結局**国民の意思を直接の方法で表明**し、立法権はそうではなくて、国民が選挙した所の**国会**によって**表明**される、という建前をとる訳である。その結果、国の制度の一番基本的なるものは、国民が直接にその意思を表示することで決めるのが、妥当だと考えられる。この前提から、一応は**国会において改正案を発案**し、その発案したものを**決めるのは、国民の投票**であるという風に致したのである。

②法制局「憲法改正草案に関する想定問答(第7輯)」(1946.5)

問 憲法改正手続はいわゆる硬^{リジッド}性にすぎぬか。

答 この程度に慎重にせぬと改正が行過ぎになるおそれがある。国会議員の質をよくし、国民の政治的教養を高めれば必要な改正を行うには支障となるまいから、これらを先決問題として実現すべきである。